

第2回 市指定有形文化財 旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会事項書

日時 令和元年12月23日 午後1時から

場所 ハイトピア伊賀4階ミーティングルーム

1. あいさつ

2. 経過説明

3. 旧上野市庁舎保存活用計画（素案：修正版）について

4. その他

第2回 旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会出席者名簿

(委員)

菅原洋一 三重大学名誉教授
畑中重光 三重大学大学院工学研究科長・工学部長
鯨坂徹 鹿児島大学大学院理工学部建築学専攻教授

谷口修一 伊賀市教育委員会教育長

(利活用事業担当課)

堀川敬二 伊賀市産業振興部中心市街地推進課長
藤森大輔 産業振興部中心市街地推進課主査

(事務局)

中林靖裕 伊賀市教育委員会事務局長
笠井賢治 伊賀市教育委員会事務局文化財課長
福島伸孝 伊賀市教育委員会事務局文化財課主幹
眞名井孝政 伊賀市教育委員会事務局文化財課主任

市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 市指定有形文化財旧上野市庁舎の保存と活用を図り、次世代に継承するための「旧上野市庁舎保存活用計画」を策定するに当たり、学識経験者等から専門的な指導・助言を受けるため、附属機関の設置等に関する条例（平成19年伊賀市条例第31号）第2条の規定に基づき市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画について審議する。

(組織)

第3条 委員会は、6名以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから伊賀市教育委員会（以下「教育委員会」）が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) その他教育委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、令和2年9月30日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項各号に掲げるところにより、その職をもって委嘱された委員の任期は、委員として委嘱を受けるべき職にある期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年9月25日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この告示の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

第 1 回市指定有形文化財旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会会議録

日 時 令和元年 11 月 10 日 午後 2 時から午後 5 時 15 分まで

場 所 伊賀市上野図書館視聴覚室

出席者

委 員 菅原洋一（三重大学名誉教授）
畑中重光（三重大学大学院工学研究科長・工学部長 建築学専攻教授）
鯨坂 徹（鹿児島大学大学院理工学研究科建築学専攻教授）
オブザーバー 西村美幸（三重県教育委員会社会教育・文化財保護課主幹）
利活用事業担当課 堀川敬二（伊賀市産業振興部中心市街地推進課課長）
藤森大輔（伊賀市産業振興部中心市街地推進課主査）
事 務 局 谷口修一（伊賀市教育委員会教育長）
中林靖裕（伊賀市教育委員会事務局長）
笠井賢治（伊賀市教育委員会事務局文化財課課長）
福島伸孝（伊賀市教育委員会事務局文化財課主幹）
眞名井孝政（伊賀市教育委員会事務局文化財課主任）

傍 聴 者 無し

1. はじめに

- ・谷口教育長あいさつ
- ・中林事務局長より、会議の趣旨説明及び会議公開について説明。
- ・出席者紹介
- ・委員長及び副委員長選出 委員長に菅原洋一氏、副委員長に畑中重光氏を選出いただく。（以下、菅原委員長により、会議を進行いただいた。）

2. 旧上野市庁舎保存活用計画（素案）について

計画策定にかかる経過と趣旨説明（事務局）

- ・旧上野市庁舎保存活用計画策定に至る経緯を資料 1 に基づき説明。
- ・当該計画は、旧上野市庁舎を市指定有形文化財（建造物）として保存するとともに、中心市街地の賑わいの施設として活用するために資するために策定し、かつ、すでに策定されている『伊賀市南庁舎整備工事基本計画、基本設計』をふまえつつ、当該計画を策定したい旨を説明し、加えて利活用に向けて 12 月を目途に策定したい旨を説明した。
- ・策定方法は、文化庁のマニュアル『重要文化財（建造物）保存活用計画標準計画の作成要領』に従い、『旧鳥羽小学校校舎保存活用計画』（平成 26 年度）を参考に素案を作成した。
- ・素案作成に際し、旧上野市庁舎の竣工図及び現況図、伊賀市南庁舎整備工事基本設計図

を比較検討し、伊賀市文化財保護審議委員の意見、庁内協議等を踏まえ策定した。

- ・『旧上野市庁舎保存活用計画』は、まずは、保存管理にかかる部分の計画を策定し、順次環境保全計画や防災計画などを追加更新する計画書としたい。
- ・本日の会議では、計画書の記載方法及び内容、保存にかかる部分・部位の設定が妥当かどうか検討いただきたい。

3. 現地指導

①現地指導内容

【玄関ホール】

鯨坂委員：玄関の上部のガラス窓に沿った配管など、当初には無かった新しいものは、基準5とする。

【1階事務室】

鯨坂委員：柱間 3.5m と 6m の幅にスパンを違えて組み合わせているのがこの空間の特徴で 3.5m 幅の天井部分に空調ダクトを設定している。この柱間に耐震壁を入れるのは、本来の設計の思想と異なり、空間の広がりを保全することができない。

天井のリシンは基準1とする。梁・柱の躯体は基準1とする。

照明は後補のものであるため、基準4または基準5とする。設備関係は計画書に記載するかどうか文化庁に確認する必要がある。計画書に記載すると記載内容に縛られるという意見と、重要文化財の保存活用計画の基準ではすべてを記載しておく必要があるという意見がある。なお、記載して基準を4または5に位置付けておくことと所有者の裁量で改変可能となる。

ダクト（天井から下向きのもの）は基準3とする。ダクト（梁から横向きのもの）は基準1として使用しない手法もある。

窓のスチール枠はさび止めを塗って使用できる。ガラスとともに基準2程度とする。

西側拡張部分は、基準3以下とする。

床は、基準1として現状を保存し、上から床を張り二重床とする。図書館にして配線をする上でもその方がよいと思う。

菅原委員：カウンターは、当初のものであり基準1として保存する。庁舎正面から入り玄関ホールと階段・カウンターはこの建物の見せ場であるので保存すること。改修方法を再検討する。正面玄関から西玄関に至るエリアは、玄関ホールも含めて保存部分とする。

鯨坂委員：1階から中2階に至る正面階段は基準1とし、手前の当初手摺は基準1、壁に取り付けられた手摺で後補であるので基準4とする。

【1階地下】

鯨坂委員：床は、基準3以下とする。旧消防署から続く階段は、当初のものであることから残す。

【中2階】

畑中委員：傷みが見られ、補修されている柱と梁にある板目の残し方は、何をどのように残すかというコンセプトと関連する。状態を悪いものを残す必要はない。本来あった形状を復元して残すという考え方も必要である。

鯨坂委員：耐震案は、一応の努力をして設計されているが、価値を損ねるという意見もある。耐震壁は、一か所にまとまっているのではなく散らした方がよい。

耐震壁の入れ方について、中 2 階の耐震壁は、地下 1 階に貫通していない。耐震壁は、階をまたいで（複数の階を通じて）設置した方が効果的であり、現状の基本設計ではそのようになっていない。

天井のリシンは当初のものと思われる。

床は当初のものであるが、外すことにより軽量化を図ることができ、耐震施工を減らすことができる。それを前提に基準 3 以下とする方法もある。

トップライトのサッシは当初材と思われる。現状のものは別置保管して復元してはどうか。

菅原委員：当初消防署であった部分は大幅に改築されているので、基準 3 以下とする。

【2 階】

菅原委員：廊下側の壁は当初材なので、基準 1 にする。

鯨坂委員：廊下側の壁は当初材だが、保存するのは難しいので基準 2 にする。傷んでいるものは取り替えるという方法も検討する。

菅原委員：各部屋の間仕切りは、改変可とする。一部の部屋を保存するに留めることでよい。市長室は、傷みが少ないので保存部分としてはどうか。

鯨坂委員：中庭は基準 1 とする。廊下中庭側の窓枠は、当初でなければ基準 4 とする。

2 階床面は、シンダー（コンクリート）を打っている 100 mm 減ると荷重を減らし、耐震施工上有効である。床面の基準を下げ改変できるようにする。但し、一部は保存する。また、廊下床面は当初は P タイルで現状はシート貼りとなっているようであり、基準は 4 以下とする。

2 階廊下側窓下のコンクリート研りは基準 1 とする。

2 階玄関ホール上の廊下の天井は斜めとなっていて特徴的なので基準 3 とする。

2 階玄関ホール上の手摺のうち、当初部分は基準 1、付加部分は基準 4 とする。

2 階議場と議場ロビーの壁は基準 1、天井は基準 2 または基準 3 とする。

トイレは、内部の壁の立ち上がり部分が特徴的であって価値がある。どこか 1 カ所のみ当初材の残りが多いところを保存部分とする。また、トイレの扉枠は、木製で斜めにカットされていて特徴的であり残す。

議場扉は特徴的であり保存すべきであるが、防火扉が課題である。

煙突は、現状では耐震が無いので切断する設計となっている。材質を変えて復元するか。

菅原委員：2 階議場に残る家具のうち、使用できるものは残して使う。

【外観】

畑中委員：外壁にはコンクリートが爆裂している箇所がいくつかある。適切な施工が行われなかった箇所がいくつかある可能性がある。コンクリートを外して鉄筋にさび止めを塗り、コンクリートを打ちなおす必要がある箇所もあるかもしれない。

現状で残すことは可能であるが、文化財として何年耐えることができるかを考えておく必要がある。現状は傷んでいないが 10 年後に爆裂する可能性があるものもある。

コンクリート打放ちの柱を鋼板で巻いて耐震施工しても、中身がボロボロであることもある。

鉄筋がむき出しになっている箇所は、①コンクリートを外して鉄筋入れ直してコンクリート打ち直す、②コーティングして含浸剤を入れて進行しないようにするか。

【中庭】

畑中委員：陸屋根の天井から排水するコンクリート製の樋に植物が生えているので除去すべきである。植物の糖分でコンクリートが傷む。また、植物の根の成長による損傷や植物の腐朽に伴うフミン酸などの作用でコンクリートの表面が劣化する可能性がある。

【その他】

鯨坂委員：1 階と中 2 階はそれぞれ地上に通じているので避難階にあたる。そのことを前提に防火区画を設定すれば、防火扉を減らすなどできないか。

玄関庇支柱 後補の石張りがある。市民憲章が貼られている。基準 4 とする。

【外構】

鯨坂委員：建物西側の旧駐輪場のトップライトは基準 3 とする。また、防水を適切に施工することが必要である。コンクリートの建造物は防水施工がきちんとされていないと致命的損傷につながる。

1 階南側の犬走りの 6 角モザイクタイル部分は、ウッドデッキなどで上を保護する。

菅原委員：計画書 P22 では、外構部分の記載がないので、その部分の記載をすること。

②計画書の検討内容

【計画策定にかかる基本方針について】

菅原委員：旧上野市庁舎は、いつまでも市指定に留まっているものではなく、県・国の文化財指定を受けてしかるべき建造物である。坂倉の建築の中でも重要文化財指定を受ける有力候補である。今回の改修で文化財としての価値を落とすことは避けたい。改修工事は工夫して対応すべきである。

【計画書の記載方法及び記述内容について】

鯨坂委員：資料 2 に例示したように、2 階の各部屋では、類似する部屋が連続しているので、部屋ごとに部位の記載を個別に行うよりも、基準ごと一括して記載した方がコンパクトにまとまる。

鯨坂委員：文化庁が定める『重要文化財（建造物）保存活用標準計画の策定要領』（以下

『要領』では、部位の設定が基準1～5まで設定されているので、その要領に従って、個別の部位を価値に応じた基準に位置付けて記載する方がよい。例えば「保存部分」(赤色部分)とする「1階玄関ホール及び2階吹抜け廻り」においても、基準1～5に分けておくと、今後改修時に判断する際、個別具体的に即応することができる。

基準1：材料(耐久性のあるもの)自体の保存を行う部位、主要構造物など。

基準2：材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位(再現できないもの)。

基準3：主たる形状及び色彩を保存する部位(材料は変わってもよい)。

基準4：意匠上の配慮を必要とする部位(全体のバランスだけは保つ)。

基準5：所有者等の自由裁量に委ねられる部位。

※保存部分であっても基準5があってもよいとの文化庁の見解を得ている。

事務局案基準1は、鯨坂案基準1・2、事務局案基準2は鯨坂案基準2・3、事務局基準3は、鯨坂案基準4・5に相当する。なお、設備関係を記載するかどうかは、文化庁に確認するとして、基準については、文化庁の『要領』の内容をそのまま記載した方が良いかもしれない。

菅原委員：計画書P2「文化財の名称等」では市文化財指定にかかる指定理由を枠で囲んで全文掲載すること。同様に計画書P1では、Docomomo Japanや日本イコモス国内委員会に選定されている記述があるが、選定時の理由について全文掲載すること。

菅原委員：計画書P7「修理歴」では、昭和56年以降に履歴しか記載されていないが、それ以前は修理歴がないのか、それとも資料がないのか明らかにすること。また、修理歴については可能な限り網羅すること。また、修理箇所は、平面図に変更箇所と変更年次を明示すること。

菅原委員：計画書P11以降の写真図版については、図面の年代・各図の名称・簿冊の名称・写真など、図面にかかる情報を記載すること。また、写真図版は、その存在をしめたものか、写真から情報を読み取らせるものか。後者であれば、拡大写真などが必要となる。

菅原委員：計画書P21では、部分について色分けをしているが、図面が小さいので大きくして読めるように掲載する。

鯨坂委員：計画書P18・19「(ア)〈部分〉の設定」では、保存部分(赤)、保全部分(青)、整備・活用部分(緑)を設定しているが、旧上野市庁舎は、建物全体を整備・活用するので、「整備・活用部分」の表現は適切ではなく「その他部分」としてはどうか。

【個別部分について】

菅原委員：1階玄関ホールから西玄関に至る範囲は、庁舎のメイン部分の一つであることから保存部分(赤色)とする。改変されたスロープの扱いなどは今後検討するが原則として保存部分とする。

鯨坂委員：1階事務室は、コンクリート打放ちの柱間を3.5mの箇所と6mの箇所とを設けて変化をもたせ、かつ3.5mの柱間部分に1階・中2階通じたダクトスペースを設定

しているのがこの建物の特徴であることから、ここは保存部分（赤色）とする。ただし、この部分には基本設計で耐震壁を設置することとなっているので、やむを得ず耐震施工の際は、文化財の現状変更手続きを行い対応してはどうか。

菅原委員：1階玄関及びエントランス、事務室のように、当初からの変更が少なく文化財として価値が高い部分は、残すべきという意志表示をしておいて、やむを得ない場合は現状変更手続きで対応する。エレベーターの設置も同じ考え方とする。

鯨坂委員：1階平面図を見ると、11通と13通で耐震壁がないが、中2階の11通と13通では設置されている。1階と中2階通じて耐震壁を設置すると耐震力が増して、1階事務室の耐震壁の数を減らすことができるのではないか。

利活用担当課：庁舎の保存すべき部分と基本設計との整合性という点では、エレベーター、防火シャッター、耐震壁の設置位置についてどのようにするかが課題である。耐震壁の入れ方については、指摘されたご意見をもとに実施設計の段階で見直しを行いたいが、代替案の検討については課題である。

鯨坂委員：エレベーターはダクトスペースに設置できるかどうか検討できると思う。エレベーターの位置については、計画書に「活用の際に協議で決定することとする」といった文言を盛り込んでおいてはどうか。

菅原委員：1階の整備活用部分（緑色）の設定は良いと思う。保全部分（青色）はもう少し慎重に検討する必要がある。

2階は、議場と主要な部屋（市長室など）は建物の性格から保存部分（赤色）とすべきである。議場は特色ある空間であり、床はフラットにするとしても、当初材である壁や天井の形態は維持すべきものである。中庭及び廊下も特徴的で、中庭があって廊下が取り囲むことにより採光を確保して快適に使うことができるようになっているので、保存部分（赤色）とする。廊下の壁は保存に耐えられるかどうか議論が分かれるが、保存部分と位置づけて、課題があればどのように対応するか議論・検討することとする。市長室は、議会と同じく庁舎の重要な機能の一つとして保存する。これらを見学や啓発の場としてはどうか。その他の各部屋の間仕切りなどは変更可とする。

鯨坂委員：市庁舎の基本的な機能である、①市民が集う1階ホール部分、②市民の代表である議員が討論する2階の議場、③行政を代表する市長が執務する市長室は、当初から機能が変わらないことや、比較的保存状態が良いこと、市庁舎を象徴する部分であることから文化財として保存するという考えからでどうか。

畑中委員：耐震補強がどのように担保されるのか。耐震性は確保して欲しい。

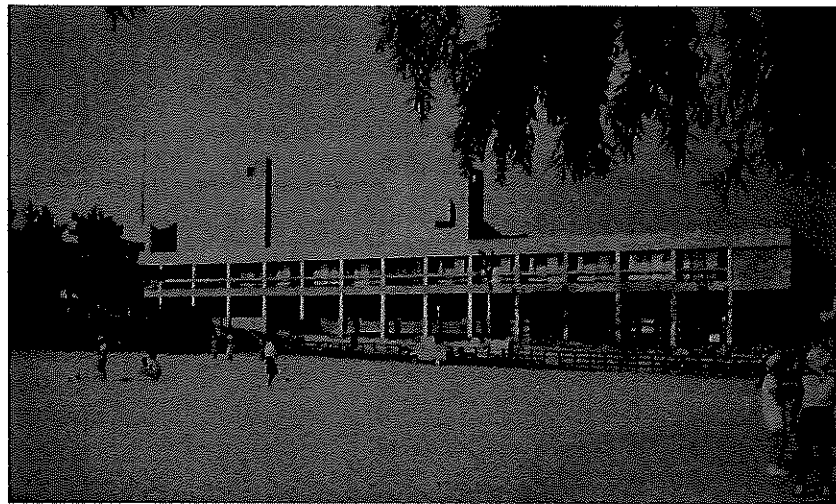
4. その他

- ・次回会議日程 12月23日
- ・指導内容を踏まえた修正案の確認（修正案を事務局から事前送付する）

（5時15分終了）

伊賀市指定有形文化財（建造物）

旧上野市庁舎保存活用計画 （第1版）（案）



2020年1月

伊賀市教育委員会

2019. 12. 23

伊賀市指定有形文化財（建造物）

旧上野市庁舎保存活用計画

（第1版）（案）

2020年1月

伊賀市教育委員会

例言

1. これは、旧上野市庁舎の保存活用計画である。
2. 本計画は、伊賀市の設置する旧上野市庁舎保存活用計画策定検討委員会において令和元年度に検討し策定した。
3. 本文及び写真・図版の著作権は伊賀市教育委員会に帰属する。

旧上野市庁舎保存活用計画策定委員会

委員

菅原洋一（三重大学名誉教授）

畑中重光（三重大学大学院工学研究科建築学専攻教授）

鱒坂徹（鹿児島大学大学院理工学研究科建築学専攻教授）

目次

第1章 計画の概要

1. 計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 文化財の名称等・・・・・・・・・・・・・・・・2
3. 文化財の概要・・・・・・・・・・・・・・・・2
4. 文化財保護の経緯・・・・・・・・・・・・・・9
5. 保護の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・15
6. 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

第2章 保存管理計画

1. 保存管理の現状・・・・・・・・・・・・・・22
2. 保護の方針・・・・・・・・・・・・・・24

第3章 保護に係る諸手続き

1. 市指定有形文化財に係る諸手続き・・・・・・・・・・31

部分部位の設定票・・・・・・・・・・・・・・・・33

(1) 庁舎外観・・・・・・・・・・・・・・・・35

(2) 庁舎1階・・・・・・・・・・・・・・・・43

(3) 庁舎中2階・・・・・・・・・・・・・・72

(4) 庁舎2階・・・・・・・・・・・・・・・・88

